

ガス料金に関するお知らせ

(原料費調整制度における調整上限の変更)



日頃より東京ガスをご利用いただき、ありがとうございます。

2022年9月1日付けで一般ガス供給約款・各種選択約款(群馬地区・群馬南地区)の原料価格変動による調整に関わる規定を一部改定し、10月検針分より適用いたします。

改定内容について何卒ご理解いただくとともに、今後とも変わらぬご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。

変更のポイント

各月のガス料金は、基本料金と従量料金(単位料金×使用量)の合計となります。単位料金は、原料価格の変動に応じて毎月調整させていただいております。

$$\text{ガス料金} = \text{基本料金} + \left(\begin{array}{c} \text{従量料金} \\ \text{単位料金} \\ \text{基準単位料金} \pm \text{原料価格変動による調整額} \end{array} \right) \times \text{ガスご使用量}$$

調整する原料価格に上限を設けております

その際、急激な原料価格上昇によるお客さまへの影響を緩和するため、単位料金に反映する原料価格に上限(43,760円/ト)を設けており、上限を超過した分は単位料金に反映しておりません。

しかしながら、昨今の原料価格高騰に伴い2022年7月検針分より上限を超過しており、今後も継続が見込まれています。このため、上限を変更し、2022年10月検針分より適用させていただきます。なお、お客さまへの影響を緩和する移行措置として、上限は段階的に変更いたします。

検針月	22年10月	11月	12月	23年1月	2月	3月以降
調整上限(円/ト)	48,920	54,080	59,240	64,400	69,560	74,730

お客さまにお支払いいただく際の各月の単位料金と、標準家庭(30m³/月ご使用時)におけるガス料金は、適用月2か月前の月末より当社ホームページにてお知らせいたします。

裏面も
ご確認ください

変更の詳細および約款は当社ホームページよりご覧いただけます。

変更の詳細はこちらから



URL info.tg-gas.com

●個人(家庭用)のお客さま

個人(家庭用)のお客さま
向けの約款はこちらから



URL <https://home.tokyo-gas.co.jp/gas/ryokin/yakkan/index.html>

●法人・個人事業主のお客さま

法人・個人事業主のお客さま
向けの約款はこちらから



URL <https://eee.tokyo-gas.co.jp/service/gas/charge/menu/index.html>

本約款改定に伴うお客さまご自身でのお手続きは不要です。

専用
お問合せ窓口



0570-020-078 (ナビダイヤル) ※お電話のお掛け間違いにご注意ください。

●IP電話等ナビダイヤルをご利用いただけない場合 ☎ **03-6735-7542**

●受付時間 月～土 9:00～19:00 日・祝 9:00～17:00

※ナビダイヤルはNTTコミュニケーションズ(株)のサービスです。電話料金はお客さまのご負担となります。かけ放題等の定額通話制度等も適用対象外(有料)となります。ご契約いただいている通信会社の契約をご確認の上、お掛けいただく番号をお選びください。

〈ガス小売事業者〉東京ガス株式会社(ガス小売事業者登録番号A0020)〒105-8527 東京都港区海岸1-5-20